

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
教育研究評議会規程

平成16年4月19日
規程第21号

改正 平成17年3月29日規程第7号

改正 令和3年1月28日規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構基本通則（平成16年基本通則第1号）第16条第3項の規定に基づき、教育研究評議会（以下「評議会」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 評議会の審議事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 中期目標についての意見に関する事項（大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）の経営に関する事項を除く。）
- (2) 中期計画及び年度計画に関する事項（機構の経営に関する事項を除く。）
- (3) 教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項
- (4) 教員の人事に関する事項
- (5) 共同利用・共同研究計画の募集及び選定に関する方針並びに共同利用・共同研究の実施に関する方針に係る事項
- (6) 大学院における教育その他大学における教育への協力に関する事項
- (7) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (8) その他機構の教育研究に関する重要事項

2 評議会は、高エネルギー加速器研究機構機構長選考会議に対し、機構長解任の審査を請求することができる。

(組織)

第3条 評議会は、次の各号に掲げる評議員25人以内をもって組織する。

- (1) 機構長
- (2) 機構長が指名する理事
- (3) 大学共同利用機関の長
- (4) その他評議会が定めるところにより機構長が指名する職員
- (5) 機構の役員及び職員以外の者で、機構の行う研究と同一の研究に従事するもの（経営協議会の委員を除く。）のうちから評議会が定めるところにより機構長が任命するもの

(任期)

第4条 前条第2号、第4号及び第5号に掲げる評議員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

ただし、その欠員が生じた場合の補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 評議会に議長を置き、機構長をもって充てる。

2 議長は、評議会の会務を総理する。

3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名する評議員が、その職務を行う。

4 第2条第2項に定める機構長解任の審査請求を審議するときは、前項により指名された委員が、その職務を行う。

(招集)

第6条 評議会は、必要に応じ、議長がこれを招集する。

(議事)

第7条 評議会は、評議員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 評議会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、第2条第2項に定める機構長解任の審査請求の審議は、評議員の3分の2以上をもって決する。

(庶務)

第8条 評議会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、評議会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、評議会において定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

2 この規程の施行後、第3条第2号、第4号及び第5号に掲げる最初の評議員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成17年3月29日規程第7号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月28日規程第3号)

この規程は、令和3年1月28日から施行する。